

鳥取県外国人受入介護事業者に対する学習強化・生活支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（～9月30日（水））

○交付申請は、別途、募集要領を参照の上、提出書類を、下記提出先に電子メール、郵送又は持参で提出してください。
※募集期間終了後、予算に余りがある場合は、予算の範囲内で随時募集します。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。
【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで電子メール等で提出してください。

4. 事業完了

※事業完了とは：事業の実施及び補助対象経費の支払いが全て完了した日

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告は、下記提出先に電子メール等で提出してください。

◎補助金の支払い

※補助金額の確定通知後、口座振込依頼書の提出をお願いします。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857-26-7178 choujyushakai@pref.tottori.jp

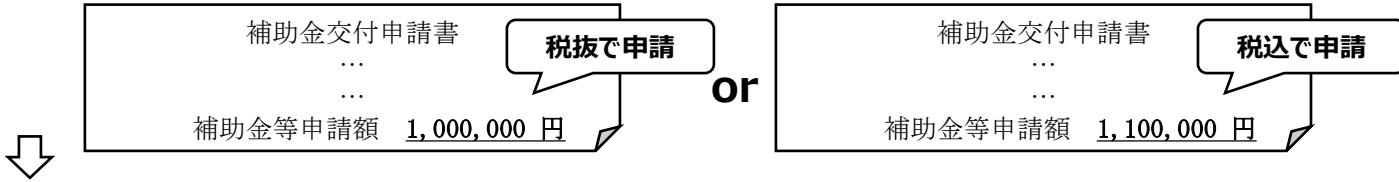
補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート

(補助対象経費に消費税等の額（仕入控除税額）を含めて申請することができる補助事業の場合)

(1) 一般課税事業者のかた

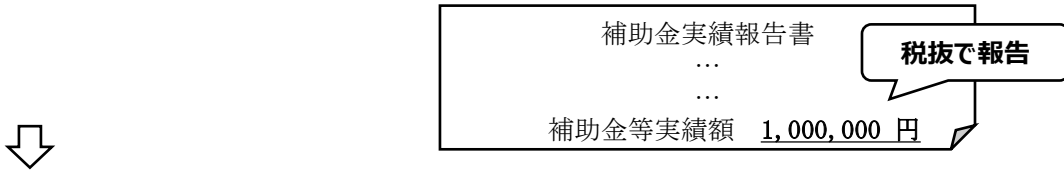
【申請】

原則、補助対象経費から消費税等の額を**除いて**申請してください。ただし、申請時点で、補助対象経費のうち消費税等の額が不明な場合は、消費税額等を含めて申請することができます。(税込で申請できる場合等については、お問い合わせください)



【実績報告】

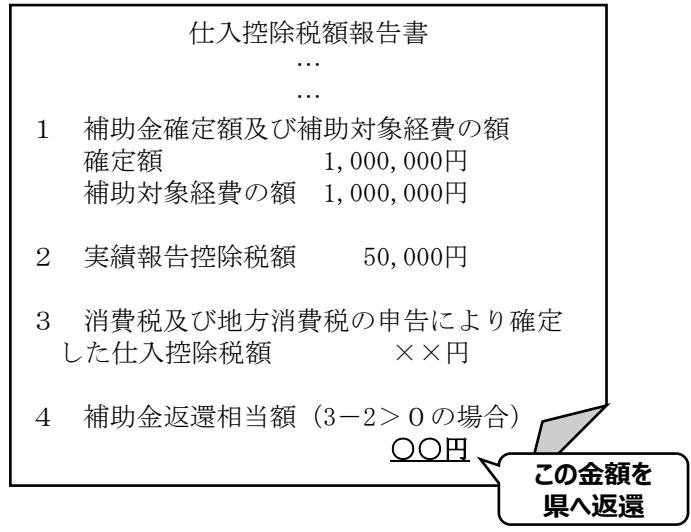
補助対象経費から消費税等の額（仕入控除税額）を**除いて**実績報告を提出してください（仕入控除税額を含めて報告することはできません）



【必要に応じて】仕入控除税額報告書

確定申告を行った後、**仕入控除税額が実績報告時の仕入控除税額を超えた場合**は、報告書を提出し、補助金返還を行わなければなりません。

※すべての事業者が提出する必要はありませんが、確定申告後に必ず確認し、上記に当てはまる方は必ず提出する必要があります。



(2) それ以外の事業者※のかた

※それ以外の事業者

○免税事業者、○簡易課税事業者、○特定収入割合が5%を超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人、同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）、○地方公共団体（特別会計で、特定収入割合が5%以下である場合を除く。）

【申請】

補助対象経費から消費税等の額を**含めて**申請してください。



【実績報告】

補助対象経費から消費税等の額を**含めて**実績報告を提出してください。

